（基礎）
第十七条　畜舎等の基礎は、建築基準法施行令第三十八条第一項の規定に適合するものとしなければならない。
（屋根ふき材等）
第十八条　屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する畜舎等の部分及び広告塔その他畜舎等の屋外に取り付けるもの（別表第三の㈠の項において「屋根ふき材等」という。）は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。
一　A構造畜舎等　建築基準法施行令第三十九条第一項の規定に適合するものとすること。
二　B構造畜舎等　建築基準法施行令第三十九条第一項の規定に適合するものとし、かつ、屋根ふき材は、プラスチック板、金属板、木板その他これらに類する軽いものとすること。

第四款　防火構造等
（大規模の畜舎等）
第十九条　床面積が三千平方メートルを超える畜舎等（その主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、渡り廊下によって隔てられた畜舎等の各部分の床面積をそれぞれ三千平方メートル以内とし、当該畜舎等の各部分の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項各号のいずれかに適合する畜舎等については、この限りでない。
（屋根）
第二十条　建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域内にある畜舎等の屋根の構造は、同項本文の規定に適合するものとしなければならない。ただし、畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを有する畜舎等については、この限りでない。
（外壁）
第二十一条　建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域内にある畜舎等（同法第二十三条に規定する木造建築物等である畜舎等（第二十三条において「木造畜舎等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、同法第二十二条の規定に適合するものとしなければならない。
（畜舎等が建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置）
第二十二条　畜舎等が建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域の内外にわたる場合においては、その全部について同項の区域内の畜舎等に関する規定を適用する。
（大規模の木造畜舎等の外壁等）
第二十三条　床面積（同一敷地内に二以上の木造畜舎等がある場合においては、その床面積の合計）が千平方メートルを超える木造畜舎等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を建築基準法第二十五条の規定に適合するものとし、その屋根の構造を第二十条の規定に適合する構造としなければならない。
（間仕切壁等）
第二十四条　床面積が千平方メートルを超える畜舎等は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。
一　畜舎等を間仕切壁により区画する場合にあっては、当該間仕切壁に開口部を設ける等により畜舎等において作業に従事する者が火災の発生を容易に確認できること。
二　畜舎等の周囲六メートル以内に建築物又は工作物（畜舎等に附属するもので、不燃性を有する建築材料で造られたものを除く。）が存しないこと。
（畜舎等の隔壁）
第二十五条　建築面積が三百平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合においては、当該畜舎等は、前条各号に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法施行令第百十四条第三項並びに同条第五項において準用する同令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。
（その他防火上必要な技術的基準）
第二十六条　第十九条から前条までに定めるもののほか、畜舎等は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。
一　建築基準法施行令第百十二条第一項、第四項及び第五項に規定する建築物に該当する畜舎等　同条第一項、第三項から第五項まで、第十六項、第十七項及び第十九項から第二十一項までの規定に適合するものであること。
二　建築基準法施行令第百十四条第四項に規定する渡り廊下を有する建築物に該当する畜舎等（第十九条本文又は第二十条ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）　同令第百十四条第四項並びに同条第五項において準用する同令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合するものであること。
三　貯蔵又は処理に係る危険物の数量が建築基準法施行令第百十六条に規定する限度を超える畜舎等　耐火建築物又は準耐火建築物であること。
四　ボイラー室、作業室その他の室でボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたものを有する畜舎等　建築基準法施行令第百二十八条の五第六項及び第七項の規定に適合するものであること。
五　防火地域又は準防火地域内にある畜舎等　建築基準法第六十一条から第六十五条までの規定に適合するものであること。
六　特定防災街区整備地区内にある畜舎等　建築基準法第六十七条第一項及び第二項の規定に適合するものであること。
（簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和）
第二十七条　次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分（準耐火構造の壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は同令第百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。）で、同令第百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。
一　壁を有しない畜舎等その他の建築基準法施行令第百三十六条の九第一号の規定により国土交通大臣が指定する構造の畜舎等又は畜舎等の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）であって、床面積が三千平方メートル以内であるもの
二　屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている畜舎等又は畜舎等の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）で、床面積が三千平方メートル以内であるもの
（石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）
第二十八条　畜舎等は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、建築基準法第二十八条の二第一号及び第二号の規定に適合するものとしなければならない。

第五款　避難施設
（畜舎等の敷地内における通路）
第二十九条　畜舎等の敷地内における通路は、建築基準法施行令第百二十八条の二の規定に適合するものとしなければならない。

第六款　建築設備等
（建築設備の構造強度）
第三十条　畜舎等に設ける建築設備は、建築基準法施行令第百二十九条の二の三第二号の規定に適合するものでなければならない。
（電気設備）
第三十一条　畜舎等の電気設備は、法律又はこれに基づく命令の規定で電気工作物に係る畜舎等の安全及び防火に関するものの定める工法によって設けなければならない。
（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）
第三十二条　畜舎等に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までの規定に適合するものでなければならない。
2　畜舎等に設ける飲料水の配管設備（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第二項の規定に適合するものでなければならない。
3　畜舎等に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第三項の規定に適合するものでなければならない。